

令和3年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第2回福岡地方最低賃金審議会

1 日時：令和3年7月8日（木） 9：30～12：00

2 会場：リファレンス駅東ビル 2階 Y-1会議室

3 出席者：【公益代表委員】 5人（定数5人）
高田 亜朱華
富山 敦
平井 佐和子
平木 真朗（会長）
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 4人（定数5人）
河村 敏昭
小陳 武志
野中 篤志
浜田 紀子

【使用者代表委員】 4人（定数5人）
小島 良俊
境 正義
中村 年孝
吉岡 秀樹

【意見発表者】 北九州地区労働者代表
筑後地区労働者代表
筑豊地区労働者代表
非正規労働者関係代表
北九州地区使用者代表
筑後地区使用者代表
筑豊地区使用者代表
最低賃金の影響を強く受ける産業関係代表

【福岡労働局】 藤枝 労働局長
上村 労働基準部長
鈴木 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 労働者側 意見発表（聴取）

(2) 使用者側 意見発表（聴取）

(3) その他

審議内容
会長

定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第2回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

さて、本日は、使用者代表委員、金子委員が欠席でございますのと、それから労働者代表委員のうち後藤委員が6月24日付をもって辞任されましたので、現在、労働者代表委員については補充推薦の公示がなされております。従いまして、本日における労働者代表委員の席一つは欠員の扱いということになりますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定足数としては、本日満たしておりますので、本日の本会議は成立している、そのことをご報告させていただきます。

次に、福岡地方最低賃金審議会第52期委員として、本日から新たにご出席をいただいております委員がおられますので、事務局の方から委員の方にご紹介をよろしくお願いたします。

室長補佐

それでは、令和3年6月23日付でご退任された今村委員の欠員に伴って、使用者代表委員に新しく就任されました委員の方をご紹介いたします。

小島良俊委員でございます。

小島委員

小島でございます。よろしくお願いたします。

室長補佐

なお、委員名簿については、第1回の審議会でお配りしたものと同じですが、平木会長、丸谷会長代理の選任がありましたので、そのことを記載した分を含め、資料番号ナンバー1のとおりでございますので、後ほどご確認ください。

会長

では、小島委員には、今後の審議につきまして、よろしくお願いたします。

小島委員

お願いたします。

会長

さて、本日の議事録署名ですが、労働者代表委員、小陳委員、使用者代表委員、中村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小陳委員
中村委員

(承諾)

会長

ありがとうございます。では、よろしくお願いたします。

さて、本日は県最賃の関係労使意見聴取でございます。これから前回の第1回本審

で全体確認をしました実施要領に沿って、最初に労働者代表の方から、次に使用者代表の方から意見を発表していただくことになります。

では、労働者代表の方がすでにお揃いでしたら、事務局はご案内してください。

(労働者側発表者入室)

会 長 最初に、事務局から労働者代表の意見発表者の方々のご紹介をお願いします。

室長補佐 それでは、労働者意見を代表する4名の方をそれぞれご紹介いたします。

- ・北九州地区の労働者代表発表者
 - ・筑後地区の労働者代表発表者
 - ・筑豊地区の労働者代表発表者
 - ・非正規労働者関係代表発表者
- 以上の順で紹介。

会 長 福岡地方最低賃金審議会会長の平木です。

意見発表者の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず本審議会にお越しいただき、深くお礼申し上げます。

本日は、福岡県最低賃金の改定審議に当たって、各地域で働く方々や非正規労働者として働く方々の実態を把握されておられる皆様のご意見をお聞きする必要があると考え、ご出席いただいたものです。従いまして、福岡県最低賃金の改定に関しましては、率直なご意見をお聞かせいただきたく存じます。

発表はお一人10分程度でお願いします。また、皆様の発表が終わった後に、各委員からそれぞれ質問させていただきますが、各委員が意見発表者の方と討論することはございません。質問で不明なものは「分からない」というご回答で全く差し支えありません。率直にお答えを頂戴できればと思います。

また、本来ならば、本審議会の委員をお一人ずつご紹介申し上げるべきところですが、お手元に資料として審議会委員の名簿などをお配りしておりますので、これらをご覧くださいことでご了承いただきたいと思います。

それでは、発表に移ります。

発表の順序は、次第にある順でお願いしたいと思います。

最初に、北九州地区の労働者代表の方、ご意見の発表をお願いします。

北九州地区
労働者代表

それでは、時間もありませんので、早速、意見表明、改正の必要性ありの立場で説明をさせていただきたいと思います。

私の方から準備させていただいた資料で、3ページから、添付資料別紙ということで付けております。ほぼ、この添付資料の解説みたいな意見書にしておりますので、

それぞれ皆様方、今から私が説明いたしますが、この別紙をめくっていただいた方が、分かりやすいかと思しますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まずいくつか表題を付けておりますが、まず改正の必要性ありに至った理由というところで、別紙1をご覧いただきたいと思えます。資料の3ページになります。

この資料には、北九州市の有効求人倍率等から見る雇用動向というところで、北九州市が発信している雇用情勢がありましたので付けております。

まず①ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、厳しい景気情勢となっております。しかしながら、令和3年4月の有効求人倍率は依然として1倍を超えています。

②では、職種によりまして求人・求職の偏りはあるものの、今後も職種によっては人材確保が難しいと言われる状況は続くと思われるというところで、資料としては別紙4、5のところがございます。

続きまして、北九州地域の賃上げ状況でございます。意見書の(2)の部分です。

別紙2の方に資料を付けております。

これは、北九州商工会議所の調査の情報でございます。上のほうに表立てされておりますが、令和3年度は7年ぶりに減少はしたものの4,562円の賃上げが図られており、賃上げを実施した企業は52.3パーセントとなっているというところで、7ページにマーカーをしておりますが、これを足しますと52.3パーセントになるところでございます。

③で採用を行う企業は64.4パーセントで、前年度より1.1ポイント増加しており、採用を増やした企業は前年度比1.5ポイント増であるというところで、これは7ページの下の方のところでございます。

続きまして、次の8ページでございますが、初任給の関係も載せております。

大卒が19万5,000円、短大卒が17万7,000円、高校卒が16万9,000円となっており、大卒、短大卒、高卒ともに前年度を上回っているというところでございます。

意見書(3)について、9ページは北九州市の企画調整局の方からいただいた資料でございます。これは公表もされておりますが、この北九州市の若者意識調査等々の資料を基にご説明をさせていただきます。

11ページのところを開いていただきたいと思えますが、北九州市が実施いたしました若者意識調査、これは2020年3月に行われておりますが、これによりまして北九州市外で就職したいと思う理由、また就職している人は、就職した理由として「給料などの労働条件がよい」が2番目に多い回答となっております。

また、職業や就職先を選ぶ際に重視すること、就職している人は現在就職を選んだ際に重視したこと、職業を選んだ際に重視したこととして、「給料」が最も回答が多くなっているというところでございます。

あと、12ページからでございますが、これは昨年も資料を提示させていただきました

た。

昨年報告のあった「内閣官房まち・ひと・しごとの創生本部」が2020年の5月15日に発表したもので、移住等の増加に向けた広報戦略立案・実施のための調査では、東京圏在住者の20歳から59歳の49.8パーセントが地方暮らしに関心があり、地方圏出身者に限れば、61.7パーセントの者が地方暮らしに関心があると報告されております。

その際、移住等で重要視されるのは「仕事、収入、賃金、生活コストである」というところで、これは資料が多いのですけれども、16ページまではその関連の資料を付けております。それを抜粋して今、発言をさせていただいたというところでございます。

意見書(3)④ですが、総務省が2020年国勢調査結果を公表いたしました、北九州市が全国の市町村で最大の減少となったことが大きく報じられました。

意見書には新聞記事は添付できないということでしたので、少し拡大コピーをしてみました。おそらく皆様方、新聞等々で見られていると思いますが、私も北九州に住んでおまして、いろいろな市の行政の委員会等に参加して人口減抑止に向け、いろいろな対策を取っておりますが、現在、結果としては非常に残念ではございますが、全国の市町村で最大の人口減少となったというところでございます。

先ほど若者意識調査で、就職条件の高位に給料があることに触れましたけれども、日本弁護士連合会会長も表明しておりますとおり、最低賃金の高低と人口の転入には強い因果関係があり、相関関係があるとのことでした。

今回、連合福岡が作成いたしました最低賃金額と転入超過率の相関、これは17ページに示すとおり、最低賃金額が高いところは転入超過率も高いということが分かるというところでございます。

これは、資料を横で見てもらいましたら分かりますとおり、東京都から順に現在の最低賃金のランクごとに記載されておりますけれども、本来、福岡の位置付けは横線のところでございます。

人口の増減について、これは地域性で福岡市が大分引上げているというところがありますけれども、本来であれば福岡県はもう少し最低賃金上位にあってもおかしくないところだと思います。

大体この斜めに向かって曲線で落ちているのが地域別最低賃金の額でございますけれども、福岡の位置付けからしましたら、もう少し上位にあってもいいと思います。宮城県も人口が上がっておりますが、宮城県等についてもまだ上の方でもないのでしょうか。そういうことが、この表で見ただけのものではないかというところでございます。

東京圏からの移住に今、北九州市は積極的に取り組んでおります。そのことは昨年申しました。別紙6で資料を付けております。

その前に、資料の18ページのところで、先程北九州市が大幅に人口減少したということをお申しましたけれども、やはり20歳から29歳までの間、これがマイナス753とマイ

ナス516のところでありますが、何とかここを減らしていく、そしてプラスに持っていくこと。これが今、北九州市のポジションでございますので、それに向けて移住・定住の取組みをやっております。それが別紙6の取組みでございます。

東京圏からの移住に積極的に取り組んでおります北九州市としては、全国平均との差がマイナス60円、国が目指している加重平均との差がマイナス158円。この水準では北九州の魅力も半減し、他都市との人材獲得競争に勝ち残っていけないというところでございます。

あと、総合的な観点からでございますが、連合福岡に加盟する労組のある企業では、企業業績見通しや社会情勢、従業員のモチベーション等を考慮し、真摯な労使交渉によって賃金改善が図られていますが、組織されていない弱い立場の労働者は、最低賃金制度により適正な保障をしてあげなければなりません。

コロナ禍におきましては、日々の生活も苦しい労働者がいることに加えまして、年金、医療、介護、さらにネット社会への対応、今から先はスマートフォンを購入しないといろいろな情報が取れませんか、また情報発信もできないというところでございます。

また、今、自然災害も多発しておりますが、自然災害に備える火災保険料、これも上がるということが発表されておりますが、こうした過去最大の上げ額幅への対応等々、将来支出への不安が増大している日本社会におきましては、最低賃金引上げが必要不可欠でございます。

また、2021年6月の北九州市議会定例会におきまして、地域間の格差是正に向けた全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書が採択されました。

厚労省や中小企業庁も賃金引上げに関する支援といたしまして、業務改善助成金、人材確保等支援助成金、キャリアアップ助成金、中小企業向け所得拡大促進税制、企業活力強化貸付、その他にも生産性向上に関する支援、下請取引の改善、新たな取引先の開拓に関する支援、資金繰りに関する支援、その他雇用に関する支援、調べてみるだけでも、これだけいろいろと準備をされております。各経営団体におきましては、国の支援をフル活用して賃上げに臨んでいただきたいと思います。

これまで中長期的な視点で積み上げられてきました福岡県最低賃金の流れをここで止めてはならず、さらに上位都道府県との格差是正も実現しながら、労働者の活力向上と人材流入へとつなげていかなければならないということでございます。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

続きまして、筑後地区の労働者代表の方、ご意見の発表をお願いいたします。

筑 後 地 区
労 働 者 代 表

それでは、筑後地区を代表しまして、座って発表をさせていただきます。

皆様のお手元の資料でいきますと、21ページからが私が提出した資料になっている

と思いますので、ご覧いただければと思います。

筑後地区ということで、私は連合の南筑後地域協議会という、労働組合が集まっている団体の事務局長をさせていただいております、また管轄が下の概要の方の右下に書いてある大牟田市、筑後市、八女市、柳川市、みやま市、広川町というところで、県南の一番端で熊本県、大分県に接している地域の立場でお話をさせていただきます。さらに、私の地元で事務所があります大牟田地区を中心にお話をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、賃金改定の必要性についてということでは、有りということ、賃金改正、引上げをお願いしたいという立場でお話をさせていただきます。

21ページにあるとおり、白丸のところを順にお話をさせていただきます。

まずは、連合福岡2021の春季生活闘争、福岡県の集計ということで、別紙22ページになるかと思いますが、6月7日の発表で記載がされております。

それぞれ賃上げは、昨年比べて減少傾向にあるものの、引上げ、賃上げということについては上がっているということをご確認いただきたいと思います。

それと、実は7月5日に、この後に発表している分がありまして、それでいきますと、新聞等にも記載がありましたとおり、賃上げが明確に分かる組合でいくと、昨年を上回る、48円を上回る1,478円という数字が実は上がっております。資料が間に合いませんでしたので、そういう状況で連合の仲間のところについては引上げが継続をしていると、中小についても引上げが続いているということをご確認いただければと思います。

続いて、ハローワーク大牟田の管内の求人の平均賃金、別紙2ということで、これはページでいきますと、23ページをご覧くださいと思いますが、それぞれの職種で常用パートの方たちの求人の平均賃金を見ていただきたいと思います。特に網かけのところは全体の数字ということですが、ほぼ900円前後、900円を上回っているところが多いと思います。

その前の年で、24ページに前の年を付けておりますが、前の年に比べて、求人の平均が昨年に比べて40円前後ぐらい上がっています。ハローワークでもそのように上がっているということで、平均賃金も上昇が昨年よりも上昇しているということがあると思います。

それから、その次は別紙3、25ページでございます。

こちらは労働局、ハローワークが県全体を発表している5月の数字ですけれども、こちらでいくと、筑後地区が真ん中辺りにあろうかと思いますが、地域別の一番下が筑後地区です。こちらは5月でいくと、有効求人倍率が1.03パーセントということで、昨年も1.06パーセントで若干落ちておりますが、それでも1倍を超えているという状況でございます。

有効求人倍率でいくと、下の方に私の地元であります大牟田地区が職業安定所別で下から4番目に書いてありますが、有効求人倍率が1.14パーセントということで、結

構高い数字でございます。福岡と北九州小倉に匹敵するぐらい高い有効求人倍率を誇っているということで、今、かなり求人が増えていると見てとれるのではないかと考えております。

それから、別紙4でございます。

私の地元の方で、新聞折り込みの求人が出ておりましたので、それを5月の中旬から6月の末位までを、大牟田、みやま、柳川管内を求人の内容について数字を並べて拾ってみました。

大体職種別にいくと、医療・福祉の関係のところでは973円とありますが、昨年も私が発表の機会をいただきまして、その昨年意見発表した時のデータの数字を並べてみると、やはり昨年から比べて上がってきているところが多いです。医療・福祉の下に飲食店・宿泊業とありますが、そこはさすがに状況的には厳しいということで昨を下回っておりますが、ほぼ昨を上回る数字で求人が新聞折り込みの中でも上がってきていると思っております。

21ページに戻りますけれど、いずれにしる様々な数字の中、賃金はコロナ禍ということで非常に厳しい状況ではありますが、業種によって先ほどお話ししたとおり、飲食店・宿泊業は厳しいという状況ですが、引上がっているところもかなりあります。また連合の仲間のところについても、満額回答をいただいている会社もあるということで、かなりばらつきはありますが、賃金は引き続き上昇傾向にあると思っております。

この状況の中でいくと、コロナ禍、コロナ対策ということで、マスク、それから消毒、様々な生活の中で出費がさらにプラスされていますし、ガソリン代、それから野菜がかなり高騰してきているという状況は皆様、生活の中でも肌身で感じます。さらに今月から小麦が上がります、油が上がりますということで、これから軒並みに食料品が上がる。ステルス値上げという話もありますが、徐々にそういうのが来ますし、バス代も100円バスが値上がりするということで、本当に家計を逼迫する状況が今から続いてくるといことになる、やはり最低賃金の引上げが必要ではないかと思っております。

それから、21ページの3点目ですが、最低賃金に関する意見ということで記載をさせていただきます。先程、北九州地区労働者代表の方から話がありまして、人口流出が止まっておりません。私も新聞を持ってきましたけれど、西日本新聞の方で6月26日に記載があつており、北九州市では、全国最大2.1万人減とあります。

その日に記載がある中で、実は筑後地区版、私の出身の大牟田市の数字も載っております。実は北九州市が福岡県内で一番多い2万1,664と減少していますけれども、大牟田市が5,981人ということで、県内で2番目に減少しています。3番目が八女市、3,755人、4番目が柳川市ということで、3,237人ということで、実は私の管轄する大牟田市、八女市、柳川市と2番目、3番目、4番目に減少しているということで、私の管内の中で、かなり厳しい数字が新聞の中で報道がされているということでござい

ます。

そういった中で、貴重な人材を流出させないためにということで、私も地方創生の会議の中に出ました。先程北九州地区労働者代表の方からありましたとおり、様々な若い人たちのご意見アンケート等がありました。やはり友達がたくさんいる地元に残りたいけれども、魅力的な職場とか生きがいというのを求めて、かなりたくさんの方が動きます。また、都会に行きたいという考えが、私どもの世代の感覚ではなくて、若い人たちには自分の表現をしたいとか、趣味を生かしたいとか、働きがいを求めるということで、地元に残る可能性もたくさんありますが、先程ありましたとおり、やはり生活できる賃金を保障しないと地元には残りにくいということがあると思います。

今、842円の福岡県の最低賃金で1日8時間、月22日働いたとしても、15万円に届かないということで考えると、若い人たちが本当に地元に残らない数字になっているのではないかと思います。

それから二つ目の項目、人手不足は潜在的にあるということをお忘れなくいただきたいと思っています。コロナ後には人手不足は必ずやってくると思っています。

先程から何度もお話しするとおり、人口が流出をする関東、関西にたくさんの方が若い人たちが流れていくのを止めるためには、やはり最低賃金を上げていく。貴重な人材、人々が移動していかないように、何とか地域の中で若い人たちが希望を持って生活できる賃金を確保することが必要だろうと思っています。

それからもう一つが、子供の貧困率が非常に高いということはもう皆様、何度もお話をさせていただいているところでございますし、相対的貧困率もG7の中でワースト2位ということで、かなり厳しい状況が続いています。

そうした中で、コロナウイルス感染の中で、ひとり親の方たちがかなり厳しい状況、学校がお休みになって面倒を見なければいけないとか、シフトがかなり減らされたとか、残業が減らされたという状況の中で、厳しい弱い立場の人たちがさらに厳しい状況に置かれていると思っています。

貧困をなくす、誰一人取り残さないというSDGs、私もバッジをつけていますが、SDGsを国が推進しています。そういった状況の中で最低賃金を上げることがそういった方たちを救うという一番いい方法ではないかと思っています。

コロナの後の経済を立て直す、やはり大きく前進していくというためには、最低賃金を上げるといったメッセージが必要ではないかと思っています。

地元の企業の方たちにとっては、是非、職場を守っていただいて、雇用を守っていただきたいという立場は当然分かりますが、本当に厳しい人たちが中にいます。最低賃金が上がらないと、給料自体が上がらない方たちがたくさんいるということを是非皆さんに理解いただいて、最低賃金の引上げについて議論いただければありがたいと思います。

私の意見は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会 長

ありがとうございました。

続きまして、筑豊地区の労働者代表の方、ご意見の発表をお願いいたします。

筑豊地区
労働者代表

京築・田川地域協議会で事務局長をさせていただいております。よろしくお願いいたしますします。

まずは、意見書の差し替えをさせていただきました。若干、記載ミスがありましたので、すみませんでした。

それでは説明をさせていただきます。

まず、最低賃金改正の必要性ありという立場で説明をさせていただきます。資料といたしましては、資料29ページから40ページまでの筑豊地域の意見書となっております。

まず、資料といたしまして、福岡県のハローワーク飯塚、直方、田川の職種別の求人賃金、求職者賃金情報、常用パートとバランスシート、また、パコラ求人・タウン情報京築・筑豊地区を添付することで、筑豊地域における常用パートに関しての下限求人賃金に着目をさせていただきました。

まず、福岡県の最低賃金842円を下限求人賃金としている職種につきましては、3月に40件中に6件、内訳といたしましては、製造技術者、情報処理・通信技術者、その他事務、保安の職種、生産設備、金属材料製造等となっております。4月につきましては、33件中に3件、製造技術者、事務用機器操作の職業、機械組立ての職業、5月につきましては、31件中に3件、情報処理・通信技術者、その他の事務、機械組立ての職業となっております。

また、3月につきましては1件、事務用機器操作の職業につきまして福岡県の最低賃金以下の下限求人賃金を載せてきておりました。また資料のうち、求職者の希望賃金より求人賃金側が上回る業種につきましては、3月は19件、4月は13件、5月は18件となっております。

また、バランスシートからは、求人側からの有効求人で、介護サービス業の求人数が多いのに対し、求職者側は一般事務、その他の運搬等の職業を希望する人が多くなっております。この傾向につきましては、昨年と同時期と同じような結果となっております。

また、パコラ求人・タウン情報京築・筑豊地区からは、時間給を提示している20件につきまして説明をさせていただきます。

時間給845円が1件、850円が4件、853円が1件、860円が2件、870円が2件、880円が1件、889円が1件、900円が3件、950円が1件、1,000円が3件、1,200円が1件、1,300円が1件、1,400円が1件となっており、平均時間給953円となっております。

また、この筑豊地域ですが、飯塚から東に行くと、上毛町、吉富町、大分県のすぐ隣の地域まで広範囲となっております。やはり先程もございましたが、この地域の中には、2040年には町が消滅すると言われて、もう人口がいなくなると指定をされた町

もたくさんございます。

先程ご説明をさせていただきました状況を踏まえまして、福岡の最低賃金の改定をお願いいたしまして、先程からございます地域の、やはり人の流出等に歯止めをかけていただきたいと思っております。地域の活性化、このところをしっかりと見ていただきたいと思っております。会社が賃金を決定していく時には、この福岡県の最低賃金が基本になっていくと思われまます。現在の842円ではなく、900円、950円といった最低賃金上昇のお願いをいたしまして、是非地域の活性化に繋げていただければと思っております。

以上、筑豊地域を代表しての意見発表とさせていただきます。ありがとうございますました。

会 長

ありがとうございました。

最後に、非正規雇用労働者関連の代表の方、ご意見の発表をお願いします。

非正規雇用
労働者代表

非正規雇用労働者関連での代表意見となります。よろしく申し上げます。業種は食品製造、メインでパンを製造している状態でございます。改正の必要性につきまして是有りということで意見を述べさせていただきます。

まず、賃金等の実情についての報告になりますけれども、これは弊社の実態ということでございます。

意見書2の(1)、高卒、大卒者の新卒の初任給というところがございますけれども、高卒で15万円、大卒で16万9,000円となっております。こちらを時間割、時間給に直しますと、高卒で872円程度というところがございます。

また、時間給ベースでの非正規の方というところになるのですけれども、こちら、私共の本社工場、糟屋郡新宮町における採用時の時給についてですけれども、まず準社員という枠の週40時間のお仕事ができる方で、残業ができます、社保は入っているというのが、852円ということで、採用時の時給になっております。こちらは2020年の10月から、852円ということになっております。

また、一部、パートというところで、週40時間未満、社保はあり、なしとそれぞれありますけれども、10円低い、842円ということで、2020年の10月から改定をしております。

よって、前年からですと、どちらともに1円だけ上げましたといった状態でございます。

イですけれども、賃金改定の状況についてです。こちらは今年の春の春闘の実績、実態でございます。正社員、準社員、パート労働者ともに、ベースアップにつきましてはゼロ円という回答でございます。また定昇については、全てそのままお読み取りいただければと思っております。

昨年、2020年につきましても、ベースアップについてはゼロだったということです。

こちらは一部申し上げますと、準社員、パート労働者につきましては、今年が定昇

分で6.1円、いろんな改定等を含めて6.1円の賃金改定があったのですけれども、その前の年が24.1円ということでした。うち20円程度は、最賃対応ということで、弊社も張りついておる状況にありましたので、20円ほどを上げております。

なお、その前の年は、ここ24円でありましたのが27円ぐらい上げております。よって、2年続けて24円、27円ということでしたけれども、昨年については6円という実態にございます。

続けて、ウは一時金、賞与の実態でございます。これも今年の夏の賞与実態ですけれども、準社員、パート労働者につきましては、幅はありますけれども、準社員が7万1,000円ぐらいから10万円ぐらいの幅、パート労働者Cという方の場合では、2万9,000円から4万1,000円ということになっております。前年につきましては、前年より若干増えているという状態です。

正社員につきましても、今年の夏は1.825か月という実績でございます。昨年が1.775か月でした。よって、賞与につきましては、年間2回ということになりますので、我々食品、製パンというところで、大きくこの景気に上下されるところはそんなにありませんので、単純に掛け2倍ぐらいの年間賞与になるのではないかとこのところにございますけれども、先程も申し上げましたように、ベースアップについては、もうゼロがずっと続いているというところですが、コロナの特需等の影響を受け、一時金で一部、少しですけれども上がっているという状況でございます。

業界の状況についてですけれども、食品の業界動向につきましては、やはりお客様の節約志向というのは、ずっと続いている状態です。そして販売競争が激化しております。その中において人手不足の背景、人手不足がもうずっと続いているという状況です。ですから人手不足の分に対しての人件費が上がります。また物流コストの増加も上がっております。

先ほどからもありましたように、原材料につきましても、小麦粉であったり、油脂であったりと、その辺の値上げがもう始まっているというところと、コロナ関連でいきますと、衛生用品、アルコール、マスク、グローブといったところが価格高騰もしております。グローブでいきますと、約10倍近く値上がりをしておる状況がもう続いているというところがございます。よって、収益を非常に圧迫する状況が続いているという状況でございます。

新型コロナウイルスの巣ごもり需要ということですが、今年の春からは、スーパーあるいはドラッグストアを中心に売上げは増加をしております。それが今回、一時金という形で我々には返ってはきていますけれども、現在につきましては、例年並みというところで、売上げについては落ち着いているという状況でございます。

今後の見通しとして、アフターコロナというところも考えていかなければいけないわけですが、やはり影響が非常に懸念されるというところは、製造業として懸念されるというところでの厳しい状況が続くのではないかと思います。

続きまして、(3)の雇用の特性と実態についてですけれども、業界の雇用特性につき

まして、これは非正規、パート労働者の比率が非常に高いというところにございます。

私どもの会社も例外ではございません。新宮町のパート比率につきましては、全体の70パーセントといったところです。

その中の準社員という雇用形態で契約されている方が約半数程度いらっしゃいまして、その中の方々が男女比率半々といったところにございます。ここに書いていないのですけれども、平均年齢は弊社の工場では42歳というところです。

(4)の課題、要望についてです。まず課題についてですが、近隣の新宮町には流通、小売の店舗も多く、採用が非常に厳しい状況にございます。先ほども申し上げましたように、最賃ぎりぎりのところでやっておりますので、なかなか厳しいというところです。

そして準社員、パート労働者についての採用はほぼゼロというところです。しかしながら、人がいないとモノが作れませんので、その辺は短期アルバイトというところで、2か月の短期、時給1,200円、また派遣社員、それと、3年ほど前から始めております技能実習生を雇用して、人手不足に充てているという状況にございます。

しかし、短期アルバイトの方であったり、派遣の方については契約が切れるということであったり、短期の方については、もう2か月で退職ということになってしまいますので、また新しい人を採用していかないといけないことになっていきますので、既存の人たちについては、その都度その都度教えていかないといけないというようなことで、非常に難儀をしているという状況にございます。

また、コロナの影響というところでいきますと、技能実習生の受入れが全く目途の立っていないということになっておりますが、まず帰国することが今年の春から再開をしております。実習生につきましては約1年程度、帰りたいけど帰れないという状況でありましたけれども、春から帰れるようになっていきます。それはよかったですけれども、逆に受入れがないわけですから、私共は少し難儀をしているという状況が続いております。

それともう一点、世帯主としての家計を支えるパート労働者が増えているという状況に加え、生計を立てるために必要な賃金には到底及んでいないという状況です。これは先程も申し上げましたように、準社員、パート労働者が7割程いらっしゃいます。また、男女比も5対5というところで、お読み取りいただけるのではないかと考えております。

また、業態としての話になりますが、食料品の小売であり、我々食品製造につきましては、他の業態に比べては非常に給料が安いという実態が出ております。

こちらにつきましては、43ページの連合の賃金レポートの2020というところから、産業別の賃金ランキングというのが、企業規模計1,000人以上というところで分けられておりますが、左側の、そして一番下ですが、左に向けた矢印をつけております。

食料品と食料品の卸等につきましては、全体の産業を100としたときに、83から85というところで、元々の業態としても非常に厳しいという状況にございます。

市場では、もちろんお客様の品質への要求というのは非常に上がるわけですが、それを価格に反映させようとするすると、やはり競合というのが多い業態にもございますので、売上げ等が下がってしまうということで、薄利多売で儲からないという実態が続いておるところでございます。

最後になります。意見発表者としての要望ですけれども、賃金につきましては、労働者にとって生活の糧であって、労働条件の中で最も重要かつ普遍的なものであります。どこで働いていても、どのような就業形態があろうとも、賃金は少なくとも生活ができる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきだと考えております。

また、厳しい市場競争の中におきまして、なかなか労使が個別に賃金交渉をしていくということにも限界がございます。会社は、パート労働者の時給改定について非常に消極的です。パート労働者等が7割抱えておりますので、こちらの方の時給を1円上げるだけでも、インパクトとしては非常に大きいということですが、一方収益の圧迫にもつながることで、躊躇するとか、先延ばしにしているというところもございますので、なかなか組合との協議では進まないということが現状でございます。

公正な競争を担保する地域最賃の改定において、時給で働く労働者が普通に生活のできる環境を整える必要があるということ強く要望いたします。

以上になります。

会 長

ありがとうございました。

ただ今4名の労働者代表の方から、それぞれ貴重なご意見をお聞かせいただきましたが、委員の皆様から何か質問はございませんか。

なお、ご質問のある方は挙手で順次お願いします。また、聞き取りづらい場合もありますので、マイクを使用して質問してください。

なお、本日、急遽ご不幸がおありになった関係で、筑豊地区の発表者の方が早めに退席をされたいとのことでございますので、筑豊地区発表者の方へご質問がある委員は先に質問いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

境 委 員

筑豊地区ではありませんが、よろしいですか。

会 長

はい、構いません。

境 委 員

各地区からの意見を聞かせていただき、どうもありがとうございました。

1点質問したいと思いますが、北九州地区と筑後地区において、改正の必要ありの理由として、いずれも上げてあったのが人口の減少、それから人口流出が大きいというものでした。今、持参された新聞記事を私も読みまして、北九州がやはり全国よりも非常に大きい減少をしているということだったと思います。

ただ、その新聞記事の片面には、福岡市、人口が非常に増えていると、あるいは福岡市地域というのは人口が増えているわけですし、福岡県内でも、やはり人口の流出しているところと、人口が増加しているところというのはあるだろうと思います。

一方、最低賃金というのは県内一律の賃金設定になっております。そうしたことも踏まえたときに、やはり人口が流出し、人口が減少していく地区の最も大きな理由というのをどのように考えていらっしゃるのか、それと最低賃金との関連をどのように整理して考えたらいいか、そこら辺を質問させていただきたいと思います。

会 長

ありがとうございます。

では、最初、北九州地区の発表者の方からお願いします。

筑豊地区の発表者の方はここで、ご退席とのことです。どうもありがとうございました。

筑豊地区
労働者代表

すみません、ありがとうございました。

北九州地区
労働者代表

それでは、北九州地区の方からまずお答えをしたいと思います。

やはり人口減少のわけが全て賃金が低いから減っているのではないというのは我々も認識しております。やはり地域の魅力だろうと思います。それと、福岡市の人口が増えているというのは、正しく福岡に魅力があるのであろうと思っております。

ただ、一方ではやはり賃金の格差、おそらく福岡市は最低賃金とかパート代とかも多分よその地域よりも高いのではないかなと思っております。そこを目指していくわけでございますけれども、やはり福岡市と北九州市の格差、これを縮める意味でも最低賃金も引上げが必要ではないかと思えます。

おそらく最低賃金の影響率というのが、皆様方に向けて今後、資料で多分出てくると思うのですが、やはり福岡市と北九州市では影響率も大分違ってきているのではないかと思います。北九州ももう少し最低賃金を上げてもいいのではないかなということで感じているところでございます。

それと、今日そういった質問の中で、いろいろと資料を出したのが確かにそうで、やはり若い方が関西、関東に行くのはある意味、もうしょうがないのかなと思います。

ただ、一方では、ある程度の年齢になったときに北九州に帰ってくる、そういった施策を今、北九州としては打っています。その中で、やはり賃金というところは非常にウエイトが大きいので、その辺を上げていくには、最低賃金を一気に上げればいいのですが、そんなことしたら企業が大変だと思いますので、やはり少しずつでも上げていく方向を示していかないといけないと思います。この格差が、関東、関西と、ますます開いていくのということを一番心配しています。

目安ランクの協議が来年、中央の審議会の方で始まりますけれども、とにかく今のランク別の数字を見ても、正しくもう格差がついた段階で下りてきています。その辺

も少し、我々の立場からしても、おかしいのではないかと思いますけれども、とにかく格差是正、そうしていかないと人が戻ってきません。また、流出を止めるためにも上の方との格差は縮めていく、その辺が重要ではないかと感じております。

会 長 では、筑後地区労働者代表者様、どうぞ。

筑 後 地 区
労 働 者 代 表

福岡地区と筑後地区との間での最低賃金のお話ですけれども、確かに福岡地区の方の賃金実態は、私もよく調べてないのでよく分かりません。確かに842円で南筑後地域の方でも募集かけて、一定程度その求人に応える求職者の方たちも一定数いますが、果たして福岡市の中で、842円で募集をすると、どの程度集まっているのか、要するに福岡県の最低賃金の実態が福岡市内でどの程度、把握されているのでしょうか。

私が先程お話ししたとおり、筑後地区は熊本県、それから大分県に接している地域、有明海を渡れば佐賀県です。そうすると最低賃金は約50円違います。そういう方たちの、在住は他県だけれども、では福岡県の方に、50円ほど高い時給のところ働きに来られる方がいらっしゃると、どうしても最低賃金に張りついた形で募集が可能になるということになってしまいます。

全国一律最低賃金の話にも近いもしれませんが、そういう形になると、どうしても地方の最低賃金に近い方たち、最低賃金が低い県境に近いところはどうしても低くなる。福岡市みたいな中心部に若い方たちがいらっしゃって、大学がたくさんあって、就職もその地域で行うような地域は、やはりどうしても高くなる。福岡市が九州の中心地みたいな形になると、どうしても福岡市が高いと思います。

そういう立場でいくと、最低賃金が地方と福岡市と格差があるというのは、そういうことであるのではないかと、私は今、思っています。もっと詳しく調べて回答できればいいのですけれども、今、言われて思っていることをそのまま発表させていただきました。

会 長 ありがとうございます。境委員、よろしいでしょうか。

境 委 員 ありがとうございます。

会 長 その他にご質問等ありますでしょうか。はい、吉岡委員。

吉 岡 委 員 吉岡でございます。皆様、発表お疲れ様でした。各地域の特色等も踏まえて、数字も交えてご説明いただきました。本当にありがとうございました。

この場で労働者側の委員の皆様にご質問するのが適切かどうかというのも、私も分からないので、分かりませんということでももちろんよろしいのですけれども、実は一昨日の7月7日の朝日新聞の記事で、有効求人倍率の話で、緊急事態宣言とか、ま

ん延防止等重点措置の対象になっている地域では、非常に有効求人倍率の回復が遅れているとのことでした。東京、大阪というのは悪化して、まだ底が見えないとのこと。同様に宣言とか重点措置の対象になった愛知、福岡、沖縄なども、回復は非常に少ないといったような記事で、だいぶ緊急事態及びコロナの影響で全国的に格差といたしますか、回復度合いが違うという記事でした。そういう中で、福岡県内の福岡地域とそれ以外の地域、色々あるかと思うのですが、それぞれ労働者側から見て、今の有効求人倍率、一つの例ですけども、景気の回復実態といたしますか、実感といたしますか、そういったもののご感想がもしあれば、労働者側の立場としてお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

会 長 3名の方にお伺いしてよろしいですか。

吉岡委員 はい、もうどなたでも構いません。

会 長 そうですか。では、北九州地区労働者代表発表者様から。

北九州地区
労働者代表

では、簡単に申し上げます。

北九州地域は、コロナの以前からもう人手不足でした。それで、コロナに突入して、労働力が減りましたので、今からまた人手不足になるという方向はあると思います。

いろんな委員会に入っていて、市もその準備をしております、企業もまたその準備もしているという状況でございますので、その辺は今から上がっていきたくらうと思います。

それと、今年の賃上げですが、先程も報告したとおり、一昨年と比べて今年の方が回復してきています。だから、当然ながら人手不足の解消と加えて、「物」は、やはり出てくるだろう、回り出すだろう、経済が回ってくるだろうということで、北九州では感じているところです。

筑後地区
労働者代表

筑後地区ですが、これも急にご質問いただいたので、数字がどうこうというのは、よく分かりませんが、感覚でいくと、私どもは地方ですので、福岡市内みたいに、例えば通勤・通学は電車やバスを使いますが、私どもですと、マイカーでないと職場に行けませんし、買物に行けません。また、個別で動きますから、車の中ではマスクも取りますし、家族同士で行くときは話しながら行きます。

そういう状況の中だと、人がかなり抑制されて動かないという状況ではなくて、地域としては一定程度、人の動きがやはりありました。ただ、どうしても飲食店、お酒を出すお店はやはり影響が一定程度ありますけれど、他に比べて、かなりその影響はないという肌感覚があります。

それと、私も少しハローワークの方と話した時、有効求人倍率は大牟田も結構高かったのですが、どうしてかと思いましたが、やはりコロナ禍の中、医療関係のところはかなり人手不足で、人を確保しなくてはいけないということでした。大牟田地区は高齢化が進んでいて、1位、2位を争うぐらいに高齢化が進んでいますので、病院もかなり多いし、老人福祉施設がかなりたくさんあります。そういう中で、コロナになるとかなりの手がかかるといって求人が増えています。そして、地方は少子高齢化が進んでいます。

一方で巣ごもり需要というのはかなりあって、私どものところで、ハローワーク大牟田の調査官の話によりますと、ホームセンターの求人が一定程度高い水準でありますというお話もあると聞いています。

福岡全体としては、有効求人倍率はかなり厳しい状況が続いていると思いますけれども、私の地域の中ではそこまで落ち込んではいないのかなと思います。一定程度影響があるというのは肌で感じますが、福岡地区に比べてそこまではないのかなと感じております。

証拠はありませんが、そういう状況だろうと思います。

会 長

ありがとうございます。

では、非正規雇用労働者代表様、お願いします。

非正規雇用
労働者代表

人手の件につきまして、コロナの影響がありますかということですが、もうコロナ前から、私どものところはもう人手が足りなかったということで、技能実習生を入れていたということが現状でございます。どちらかというところ、コロナの影響を受けた方ではないというところが、我々の食品製造業ではございます。

食品の製造では、お土産品であったり、外食等に納めるメーカーなど苦戦されているというところはありましたけれども、私共、スーパーに卸すということがメインになっておりますので、その辺の影響は少なかったのかなと感じております。

地域的にいきますと、先程から人口が減っていますということですが、逆に新宮町というのは、数年前からすると、全国でも1位、2位で人口が急激に増えた地域にございまして、うちの隣にも「イケア」が建ったり、「カインズ」が建ったりというところで、人は増えていくところですが、そういった方は、やはりこの地域にお住まいであっても、お仕事先はこの辺ではないだろうということで、我々のところは「イケア」などの隣にありますけれども、なかなか仕事先として選んでいただけないといったところが実態にございます。

よろしいですか。以上でございます。

会 長

はい、ありがとうございます。

吉岡委員、よろしいでしょうか。

吉岡委員 はい。

会長 其他のご質問等ございますでしょうか。はい、中村委員。

中村委員 中村でございます。発表ありがとうございました。

私の方から、非正規雇用の関係の方へのご質問です。41ページの資料、業界の状況ということをご説明いただいたところですが、その中で、人手不足を背景とした人件費とか、あるいは物流コストの増加とか、それとか原材料、それと、やはりこのコロナの関係で衛生用品の価格高騰、この様々な要因というのが挙げられているのですが、この中でやはり一番その影響度が大きいと思われる数字的なものを持ってあればいいのですが、持たれてなくても、何か感覚的に、どの影響がやっぱり一番大きいかなというのが、もしあればお聞かせ願えればと思います。

非正規雇用
労働者代表

すみません。データとしては持ち合わせておりません。けれども、感覚でいきますと、やはり人手不足というところにつきましては、実習生をずっと雇っていますというところの話になりますけれども、実習生、技能実習生の方を雇用するに当たっては、その住まいを準備しないとイケないとか、いろいろな環境整備をしないとイケないので、最終的に我々で時給に直すと、1,500円ぐらい、実習生1人当たりにコストがかかっているということは把握しております。

それと、原材料につきましても、小麦であったり油脂であったりと、これがその売価に変えられればいいのですが、なかなか競争がございまして、私どもは地方のパン屋でございますので、やはり大手の動きを見た上でないと、動けないというところが実態にございますので、ここもなかなか反映ができないのかなというところで、感覚的に捉えております。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。中村委員、よろしいでしょうか。

中村委員 はい。

会長 其他のご質問等ございますでしょうか。小島委員どうぞ。

小島委員 説明どうもありがとうございました。

1点だけお尋ねしたいのですが、北九州の方から、資料で添付されました17ページの最低賃金額と転入超過率の相関については、特に福岡はその相関から外れて

いるので、もう少し上がってもいいのではないかというご説明があったと思うのですが、そのときに宮城県というお話もありましたけれども、一方で右の方をずっと見ていきますと、熊本、宮崎、鹿児島、ここ辺りもかなりずれています。上にもっと行けば、大分、特に沖縄辺りが、かなりずれてきているところがあると思うのですけれども、いわゆる人口集中している福岡とか宮城とか以外でもずれてきているということについてはどう分析されているのか、お伺いできればと思います。

北九州地区
労働者代表

今回この資料は、連合福岡の協力といいますか、連合福岡の方で作っていただきました。それで、見てお分かりのとおり、左の方ですが東京都、関東圏、関西圏が高いです。そこはやはり人口の流出も、入る、止まるというところでやはり高いです。これまで最低賃金を決める経過において、こういった関係というのは反映されてなかったのではないかというのが私の感覚です。

こういったところを見ると、やはり九州は福岡がリードしていますので、福岡が引上げてくれば、他県も上がってくるのではないかなと思います。そうしましたら、やはり九州から関東・関西に行く人が抑えられて、若しくはやっぱり関東・関西から帰ってくる、そういった流れができるのではないかなと思います。

先ほども申しましたとおり、そういった流れを作るには、やはり毎年少しでも上げていかないと、急に上げたら企業も対応できませんので、だからそういった感覚でおります。従いまして、やはり私も九州におりますので、熊本とか宮崎には魅力をもっております。沖縄はやはり魅力があります。ただ、その魅力に対して、やはり賃金がついていない。そういったことをこの表を見て分かるのではないかと、そう受け止めております。

会 長

ありがとうございました。よろしいでしょうか、小島委員。

その他ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

もし無いようでしたら、労働者代表の方からの意見聴取はこれで終わります。

今日ご発表いただいたご意見は、各地域及び非正規雇用労働者の実態などを表したものでありますので、審議会内にて活用などさせていただくとともに、本日のご意見を十分に踏まえながら、今後における福岡県の最低賃金額の改正審議をしてまいりたいと思っております。

発表者の皆様、今日はありがとうございました。大変お疲れ様でした。

(労働者側発表者退室)

会 長

ここで5分間の休憩を取りたいと思います。10時46分に再開したいと思います。皆様方よろしく申し上げます。

(休 憩)

会 長 それでは、再開いたします。
使用者代表の方がお揃いでしたら、事務局はご案内ください。

(使用者側発表者入室)

会 長 最初に事務局から、使用者代表の意見発表者の方々のご紹介をお願いします。

室長補佐 それでは、使用者意見を代表する4名の方をそれぞれご紹介いたします。

- ・北九州地区使用者代表発表者
 - ・筑後地区使用者代表発表者
 - ・筑豊地区使用者代表発表者
 - ・最低賃金の影響を強く受ける産業関係代表発表者
- 以上の順で紹介。

会 長 福岡地方最低賃金審議会会長の平木です。
意見発表者の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず本審議会にお越しいただきましたことにお礼申し上げます。

本日は、福岡県最低賃金の改定審議に当たって、会社経営や事業者団体を運営される中で、その地域内での実情や特定の産業における動向等を把握されておられる皆様のご意見をお聞きする必要があると考え、ご出席をいただいたものです。従いまして、福岡県最低賃金の改定に関しまして、率直なご意見をお聞かせいただきたく存じます。

発表はお一人10分程度でお願いします。また、皆様の発表が終わった後に、各委員からそれぞれ質問させていただきますが、各委員が意見発表者の方と討論するということはございませんし、質問で不明なものは「分からない」というご回答で全く差し支えありません。率直にお答えを頂戴できればと思います。

また、本来ならば、本審議会の委員をお一人ずつご紹介申し上げるべきところですが、お手元に資料として審議会委員の名簿などをお配りしておりますので、これらをご覧いただくことでご了承いただきたいと思います。

それでは、発表に移ります。発表の順序は、発表者名簿の順でお願いしたいと思います。

最初に、北九州地区の代表の方、ご意見の発表をお願いします。

北九州地区
使用者代表

改めまして、こんにちは。

今回の最低賃金の改正に係る意見ということで、お手元に資料が届いていると思い

ますが、端を折るところはあるかと思えます。

商工会議所の事務局の方から、データベースでいろいろな形のものを出していると思えますけれども、いずれにしても、これを見ていただいたら、もう皆様は、どれくらいの初任給の推移、業種別ということはお分かりいただけると思えますので、その辺は端を折らせていただきたいと思います。

平成29年度から令和3年度までの初任給の推移等は、2ページ目に書いてあります。その上に業種別・規模別初任給一覧というのが書いてありますけれども、これは正確に集められた資料で出していますが、では、実態としてどうなるかと言われると、私は、その実態をいろいろな企業を回って聞いているわけではありません。

皆様ご存じのように、北九州は物づくりの街でありまして、世界で戦っている企業が間違いなく三つはあります。TOTO、安川電機、新日鉄のことです。

そのような中で、大企業のいろいろなデータをもらうのは非常に難しいところもありまして、会議所の方でお配りして、アンケートを取って集計したという形のものが、皆様のお手元には出していると思えます。

それをご覧になっていただければお分かりいただけると思えますが、今回の賃金問題というのは、支払われる側の事情に議論がどうしても集中しがちですけれども、今年度は、昨年からずっとコロナ禍の中で、世の中、北九州だけではなく全て日本列島、大変な状況が現実として起こっております。

支払う側の経済環境とか、支払い能力というのですか、こういうものを十分にご議論いただいて、考慮すべきことではなかろうかと思えますけれども、昨日の新聞か何かに、西村経済産業大臣が経済財政諮問会議における議論に影響を受けて、最低賃金審議会の方たちの前で、引上げありの審議を行おうとしたということが載っていたのですけれども、本当にそういうことを声なき声ではなくて、そういう公の会議で声を上げて、出てくるいろいろな団体の意見を簡単に取り入れているのだと。

取り入れる西村経済産業大臣はいかがなものなのかと思わないこともないのです。

実際に私たちの街では、中小企業の状況というのは二極化しております。

今日、この令和3年度までは工業系の製造、卸売等は堅調に推移しているのですが、もちろんコロナが始まった去年から落ちているところは激しかったのですが、先程申し上げましたように、大手企業が復活してくると、その1次下請、2次下請は必ず元気になってきているわけですから、その辺の製造・卸売等は堅調に推移してきています。飲料とか食料品の売上げ等も今日に至っては顕著に伸びているようであります。

しかしながら、飲食業だとか宿泊業、ホテル業、そういうサービス業とか観光関連では、緊急事態宣言に伴う活動制約がより厳しくなっていますので、客足の減少は止められないというデータがこの中から読めると思えます。

これは北九州だけではなく、どこの地域も同じような状況ではなかろうかと考えますが、このような現状を考えますと、状況の良し悪しに関係なく、一律で、かつ強制

的に罰則つきで最低賃金を引上げれば、使用者側の倒産とか閉鎖という厳しい環境、現実として起こってきています。だから、弱い立場の労働者をさらに今度は雇えなくなって、追い込むことに繋がっていくと思います。

したがって、それを考えますと今年度の賃上げはなしということで、是非進めさせていただきたいと、我々中小零細企業はそのように考えているわけです。

中小企業の経営実態を考慮して、明確な根拠の下で納得感のある決定をされるのであったら、我々も何も言わないのですけれども、ただ毎年、毎年上げれという、こういう症状を簡単に国が認めているのかということ。非常にやはり、強制力のある最賃の引上げを政策的に用いるべきではないと思います。

実際に北九州のまちは物づくりですから、1次下請、2次下請、それは巨大な世界と戦っている上場企業の1次下請、2次下請はそんなに困ってはいません。ただし、これが3次、4次となると、本当に皆様、人も集まらなくなった、仕事もあまり進まないというような現象が起こっていますので、それに付随して街の中に出てくる人たちも非常に少なくなってきました。

この現状を見ると、景気がいいときはいいです。しかし毎年賃上げというのは、私は自分が経営している立場としても、いかなものかなと考えております。

是非皆様で、生産性向上や取引適正化への規制改革により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備していただきたいと、このような意見を持っております。

どうぞよろしく願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

続きまして、筑後地区の代表の方、ご意見の発表をお願いいたします。

筑 後 地 区
使 用 者 代 表

どうぞよろしく願いいたします。

今日は筑後地区でも、特に繊維業ということで意見を述べさせていただきます。

実は今、着ている私の服ですが、これは当社の製品でございまして、筑後地区というのは、古くから伝統工芸品である久留米餅の生産地です。久留米餅、ご存じでない方はいらっしゃいますか。大丈夫ですね。その久留米餅を昭和30年代までやっておりましたが、そこから昭和40年以降は、幅広織機に変換して綿入れはんてんを作り始めました。綿入れはんてんを、ご存じでない方はいらっしゃいませんか。ありがとうございます。

では、資料の方に戻ります。

まず、1番の経営事情についてというところですが、筑後地区というのは非常に温暖な地域です。そして当社はハザードマップでも非常に安全である位置に属しております。そこで大正2年より営業させていただいております。

筑後地区は非常に水に恵まれた場所で、古くから農業が盛んです。いろいろな農産物も特産としてございます。さらに、交通の利便性が非常にいいという特徴もありま

す。ですから様々な製造業が中小、発達してきておりました。久留米絣も西南戦争のときの通り道ということで、お土産物として発達したという歴史もあります。

筑後地区というのは、全国でも有数の綿入れはんてんメーカーの集積地であります。といっても、もう5社もございません。その中で、物づくりの特徴としては、ほぼ一貫生産であるメーカーが集まっているということです。

繊維というのは非常に分業が進んだ業界でありまして、例えば糸を作る工場、糸を染める工場、それから生地を織る工場、デザインする会社、それから縫製をする会社というように、一つ一つの工程が分業体制を取っております。ですから、一つの会社が潰れたらその産地は立ち行かないという、そういった状況も日本全国で起きておりますし、筑後地区もその例に漏れない、そういった産地として危機的な状況にあります。伝統工芸品の久留米絣はもちろん、綿入れはんてんやタオルなどです。繊維の特産地でありますけれども、非常に厳しい状況です。

ここで輸入浸透率というのを書いておりますけど、つまり日本製の服というのは自給率2パーセント以下ということです。食料自給率が40パーセントと言われる中、繊維の自給率が2パーセントというのは非常に厳しい状況です。

プラザ合意より前は、日本の繊維業というのは非常に華やかな産業でしたが、プラザ合意による円高、そしてバブルがはじけてリーマンショック、さらにそのリーマンショック辺りから、その以前から価格破壊というのがいろいろな業界で言われていますが、繊維も同様で、綿入れはんてんも価格破壊が起きております。また、リーマンショックで非常に可処分所得が減少しましたので、服にかけるお金が非常に少なくなっているという現状があります。

さらに、「たんす在庫は100分年」という言葉があります。つまり、それぞれ個人の持っている服はもう100年分ぐらいあるという言葉です。皆様の箆筒を見られても、着ていない服がたくさんあるのではないのでしょうかというぐらい、非常に繊維というのは、もうあふれている状況でもあります。ですから、これから需要が大きく伸びるということは非常に考えづらいことです。

また、安くて質のよい外国製の製品が、先程も申し上げましたように、たくさん入ってまいります。そういった点でも非常に厳しいです。何とかしてお客様の笑顔が見られるような製品を作りたいと常に考えておりますが、非常に厳しい状況です。

また、加えて、コロナ禍による3次卸問屋やリアル店舗の売上げ減です。

これらの状況においては、会社の生き残りが最優先課題であり、これは本当に大きさでもなく、そのとおりです。賃金の引上げについては、非常に躊躇というか、本当に厳しいというところが現状であります。

2番の賃金事情などについてですが、筑後地区というのはそもそも中小企業の業者が多いです。ですから、平均年齢は結構、繊維業は特に高いのですが、最低賃金で働いているスタッフも非常に多いです。ですから、最低賃金の上昇というのは、製造原価に直結します。ただでさえ外国製の質のよい製品との競争がさらに上回るというよ

うな状況が容易に予想されます。

そもそも長引くデフレ状態で洋服の値段というのは益々下がっています。コロナ禍で悪くなったというよりも、コロナ禍が繊維業界の悪化に拍車をかけたという状況であります。ですから、こういうコロナ禍では、巣ごもり需要などの需要もありますが、よそ行きなどの服は望むべくもなく、非常に閉塞感が皆様の気持ちの中にあります。洋服というのはコミュニケーションの手段でもあります。コミュニケーションが今、画面越しでしか取りづらい状況で、服を新しくしようという気持ちになかなかないというのが現状ではないかと考えております。

コロナ禍による景気の影響がいつまでなのか。菅首相は11月までに、とおっしゃっていますが、人々の気持ちが11月に終わって晴れるのか、そこがなかなか予想しがたいところであります。ですから、この不安と閉塞感が終わらないように、もちろん服を通じて、皆様の不安や閉塞感を少しでも取り除きたいと考えておりますが、これが終わらない限り、賃金水準の引上げなどについては、是非ご猶予をいただきたいと考えております。

3番の地域の産業、最近の経済、殆どお話しをしたのですけれど、もう一度申し上げます。

筑後地区は、古くから北部九州の交通の要所となっており、隣接する佐賀県鳥栖市、周辺とともに物流拠点地域として、卸・小売業の配送拠点や運輸業が立地しています。農業が盛んであり、有明海では海苔の養殖をはじめとした有明海特有の漁業も発達しています。また、木工産地や八女仏壇や八女提灯、小石原焼などいろいろの特産品があり、繊維業界もいろいろな特産品の方々とコラボして、新しい動きを今、進めているところです。筑後地区においては、SHIMAORIプロジェクトというプロジェクトが今、進んでおります。是非ホームページなどを皆様、ご覧ください。

ただ、4年連続で自然災害などがあり、筑後市の弊社のあるところは安全ですが、例えば八女であったり、朝倉であったり、非常に大きな被害に遭っていることは皆さんご存じのことと思います。まだ復旧が進んでいないところも多いです。

それらの中で、原材料や燃料の高騰、コスト増し、そういった中で、借金を抱えて、借金があるうちは後継者に譲ることはできないと言われる方も、知り合いの方にもいらっしゃいますし、もう自分の代で閉めようという方も多いです。また、他の業種のところでもよく聞きます。大川などでは、私と同年代の方が東京で就職して、10年、20年前に戻ってこられたそうですけど、非常に自殺される経営者の方が多いという話も聞いております。

最低賃金を上げるとなると、廃業や倒産や失業者がさらに増えていくのではないかと思います。是非こういった地域企業の厳しい面について目を向けていただきたいと思っております。

最後になりましたけど、やはり設備の老朽化というのも産業の大きな問題であり、産地間の業者で筑後染織協同組合という組合があるのですけれど、昭和46年設立で、

その時の機械がまだ入替えせずに動かしているというところがあります。もちろん弊社においても、30年、40年、50年の機械がたくさんあります。

繊維というのは、縫製業だけを見て労働集約型と思われるところも多いでしょうけれども、染色や製織、織りにおいては装置産業であり、非常に設備費がかかります。例えば織機1台買うのに1,500万かかります。1台では織機は立っていきませんが、そういった織機も、もう国内では造っていないので、修理するにも、特注で造るか、外国から取り寄せるかと、そういった状況で設備の負担も非常に大きいです。

労働条件の改善には、生産性を向上し新規開拓を進めて、売上げを上げ、粗利を向上させるということが必要ですが、そういった固定費が非常に負担であること、固定費の中で、そのように沿った設備投資が負担であることが物づくり産業の現実でもあります。

是非こういった状況を踏まえた上で、賃金改正にはご猶予をいただきたいというのが心からの気持ちです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

続きまして、筑豊地区の代表の方、ご意見の発表をお願いいたします。

筑豊地区
使用者代表

大任町商工会で事務局長をしております。よろしくお願い申し上げます。

大任町は県の北東部にあり、中央を彦山川が貫流し、のどかな田園風景が広がる町であります。会員数は現在130人で、従業員のいる事業所は50パーセントぐらいです。このような場所で私が意見を申し上げていいものかどうか、人口、会員数、従業員の数があまりにも少ないので、皆様方の参考になるかどうかとっております。

現在の筑豊地区、その中にある大任町が置かれている状況をお話しさせていただきます。改正の必要性については、無しという内容でご説明させていただきます。また、その内容の理由、背景についても続けて説明をいたします。

まず経営事情について、大任町は福岡県の北東部に位置する人口5,000人強の小さな町であります。町の経済は筑豊炭田の一翼を担う産炭地として、石炭産業の興隆とともに発展を遂げたが、昭和30年代、国のエネルギー政策の転換により炭鉱は閉山し、近隣の産炭市町村と同様に、人口減少、少子高齢化が同時に進行し、それに伴い町の経済も縮小を続け、事業者は低迷を続けています。

人口にしても、本町は産炭地として多くの居住者もいたが、炭鉱閉山後は事業所が減少し、人口減少の一途をたどっているその中でも、一部の小規模事業者は、地域の雇用の受皿としてインフラの充足の担い手となっていました。経済の低迷による業績不振、事業主の高齢化、さらには若者の流出による後継者不足が原因となり、マイナス部分が大半を占める状況となっています。

このような状況であるため、地域社会の基盤を担うだけの力がなく、小規模事業者

にとっては大変厳しいものとなり、また雇用の増や設備投資も行えないのが現状であるため、このような状況を勘案して、最低賃金の改正は必要ないと申し上げたいと思っております。

次に、大任町の人口と世帯数の推移について説明させていただきます。

昭和35年の国勢調査の人口が8,940人ありますが、平成27年になると5,176人、3,764人も減少しております。分かりやすく申しますと、平成7年から平成27年までの約20年間で1,000人強の減となっております。毎年約50人が大任町から転出をいたしております。世帯数についても、平成7年から27年までに66世帯の減であります。

次の表は、大任町の商工業者数、小規模事業者の推移です。

ここで皆様に申し上げます。この表の令和元年度の商業者数と小規模事業者数は、平成30年度と同じ数字でございます。申し訳ございません、修正をよろしく願いたします。

さて、この資料は商工会の実態調査を参考にしております。商工業者を近々で約6年間抜粋していますが、6年間で22件の減、1年に4件ほど減っております。小規模事業者においては、減が31件で、1年に5件程度と減となっております。このように小規模事業者は、従業員数が製造業、建設業、その他で20人以下、商業、サービス業で5人以下の事業所でございます。

その下に会員数に関してですが、これは小規模事業者の内数で、小企業者というのがあります。製造、その他で5人以下、商業、サービス業で2人以下が小企業者で、私どもの大任町商工会の会員も多くが小企業者であります。年々、事業者も事業者数も減っておりますので、やはり大任町での状況はかなり厳しいということがこの表で分かります。

次に賃金事情等についてです。商工会では労働保険事務組合を運営しており、事業所の資金を確認する機会がございますが、約半数の事業所は従業員がいない、もしくは家族従業員であり、従業員を雇用している事業所でも、多くはパートやアルバイトであるということがございます。財政基盤の弱い小規模事業者にとりましては、人件費の負担が大変大きく、賃金を上げることは簡単ではないと聞いております。

近年は、特に筑豊地区では人材不足が進み、賃金を上げてもなかなか人が集まらない状況が続いております。最低賃金以上で募集をかけていたということもございます。しかしながら、長引くコロナ感染症のため状況は悪化しており、現状では雇用調整助成金を活用しながら雇用を維持するのが精一杯という事業所が多く、事業主としても賃上げをしたいが難しい、というのが状態です。

地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向につきましては、新型コロナウイルスの感染症が続く中、3月から4月にかけては、徐々に回復傾向にありましたが、5月に3回目の緊急事態宣言が出たことにより、再度状況は悪化しております。特に飲食業は、酒類の提供中止と時短要請によって休業する店舗も多く見られております。また、それに関連して、飲食業者との取引の多い卸売業、小売業につきましても、大き

く売上げ減少となった事業者もございました。衣料品の販売についても、外出の機会が減った影響で売上げが減少しております。

小売業は、食品関係やウイルス対策など、そういう関連などは一部の業種で堅調に推移しております。サービス業は、全体的に人出が制限されていることから、低調でございます。コロナ関連の給付金、補助金、雇用調整助成金、融資等の相談も増えており、先行きが不透明な中、事業の継続と雇用の維持に努力をしております。

その他の賃金に関する意見といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、昨年から3回目の緊急事態宣言がなされ、その影響で倒産、廃業する小規模事業者も多く出ております。事業を継続している事業者も雇用調整助成金などを活用し、何とか雇用を確保している状況でございます。昨今、ワクチン接種が大分進んでおりますが、今後も行き先は不透明な状況でございます。

このような状況の中での賃上げは、経営基盤が脆弱な小規模事業者にとりましては、死活問題でございます。経営規模の縮小や廃業といった選択に繋がるものだと私は考えております。結果として地域の雇用は失われ、生活のための基盤である地域の商店街の消滅にも繋がるおそれもあると思われま。

最低賃金の必要性はよく理解できますが、一旦上げれば下げられないという、あるいは成果に関係なく維持しなければならないといったところもございまして、慎重なご審議をどうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。

続きまして、最低賃金の影響を強く受ける産業関係から、代表の方、ご意見の発表をお願いします。

最賃影響を受
ける産業代表

福岡県タクシー協会での労務関係の役を務めております。よろしく願いします。それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、改正の必要性ですが、当然、必要性はないということで説明をさせていただきます。

まず、経営事情等についてということで、三つを述べておりますけれども、上の二つにつきましては、全体的な傾向として、コロナ禍ということではなく書いております。

タクシーは、鉄道、バス等とともに地域の重要な公共交通機関であります。自家用車の増加とともに、長期的に需要が大きく減少しております。タクシー特別措置法という法律がありまして、それにより減車を促進し、1台当たりの売上げはここ数年横ばい状態でありましたが、会社の売上げは増える状況になく、経営的には非常に厳しいです。これはコロナ禍の前の状態の話です。

タクシー事業は典型的な労働集約型産業で、運転者等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費とで原価の8割以上を占めているということから、経営改善が非常にしにくいという状況の業種となっております。

最近の状況ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年の4月から特に落ち込みまして、4月、5月は概ね5割の売上げ減少です。大きく減少したところは6割、7割と減少しております。その後、若干上がったたり下がったりしておりますけれども、直近の6月、5月、6月でも5割近い減少になっておりまして、それまで、良くて3割ということで、ここ1年間、3割から5割の減少の間を行ったり来たりしているような状況です。

経営状況は、大きく悪化しておりまして、倒産や廃業も相次いでいるという状況があります。ここに最低賃金が上昇するという議論については、我々の業界ではもう論外であると考えております。給与補償のために雇用調整助成金も利用しておりますけれども、もちろん固定費を補うことはできませんので厳しい状況が続いております。

ここに書いていませんけれども、去年は持続化給付金、それから家賃支援金ということで、比較的大きな支援金がありましたけれども、今年度に入りまして、その辺りはもうほぼありません。ここで考えますと、昨年よりも今年の方がまだ厳しいというのが実情となっております。

最低賃金だけのせいではもちろんないのですけれども、この状況が続きますと、ある鉄道の駅によっては、降りてもタクシーがないという状況が結構多くなるのではないかと考えております。

次に、過去の賃金事情についてです。売上げが上がらない中で最低賃金だけが上がっていくという現状は、業界が窮地に陥るのみであります。令和2年度の賃金構造基本統計調査によりますと、福岡県のタクシー運転者の年間推定額は247万円で、全産業との格差が197万円もあります。

これは統計的な数字ですけれども、実際、タクシーは歩合給というところが大半でございまして、求人を求人広告に載せる場合には、基本給は最低賃金掛ける時間、と記載しているところがほとんどです。そういう意味で言いますと、求人広告はパコラとか色々ありますけれども、求人広告に出ている数字は、最低賃金で記載する事例は殆どなくて、実際は歩合給で、概ね幾ら程度という形で記載していることが多くて、そういう意味で言いますと、タクシー業界はこの最低賃金にかかっているというイメージは、逆に受け取って、統計上も出てこないような感じがいたします。

それから、タクシーの乗務員は北九州交通圏の場合、80パーセントが60歳以上になっております。ですから65歳以上で言いますと6割ぐらいです。年金収入を得ながら働いている方が半分以上いらっしゃるということで、そういう意味では、所得よりも長期に働くことができるという環境を求められていると考えております。

次のページですが、福岡県内でも地域差、格差がありまして、福岡市は比較的まだいいのですけれども、他の地域につきましては、最低賃金の確保が厳しい状況が多くなっております。

それから最近、良くはないのですけれども、タクシー業は違反率というのが、非常に高いということが言われております。それから消費税の増税がありました以降、非

常に納入に苦しんでいるという会社も多い状況でございます。

特別措置法のことを少し書いていますけれども、長期的な需要の低迷とか車両数の増加によって、収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が発生したということで、全国の中でそういう地域を準特定地域、さらに人口30万人以上の都市を特定地域として指定をしております。福岡県内では、福岡交通圏と北九州交通圏、久留米、大牟田、筑豊が準特定地域で、その中の福岡と北九州が特定地域に指定されて、減車を行っているところでございます。しかし、そうは言っても、相変わらず経営環境は非常に厳しい状況が続いておりまして、賃上げというのは決してできる状況ではないと考えております。

それから、最後になりますけれども、昨年から働きやすい職場認定制度というのが始まりました。ある評価項目がありまして、それにチェックを入れて、ある点数以上を確保すると、働きやすい職場として認定するというので、タクシー事業者の約1割が認証を取っております。

ただ、私は考えるのですけれども、最低賃金がこのまま上がって、それを達成することができない事業者が増えると、なかなかその認証制度自体も厳しいものになってくるのではないかと考えております。

是非慎重な審議をよろしく願いいたします。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

ただ今4名の使用者代表の方から、それぞれ貴重な意見をお聞かせいただきましたが、委員の皆様から何かご質問はございますか。では、浜田委員。

浜田委員

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

それぞれのお話を伺った中で、最初に少し印象に残ったのが、自発的な賃上げができる環境にして欲しいということ、最初の北九州地区使用者代表発表者の方からいただいたと思うのですが、自発的な賃上げができる環境というのは、具体的にはどういったものなのか、あれば教えていただければと思います。

北九州地区
使用者代表

もう一度お願いします。少し聞き取りにくかったです。

浜田委員

大変失礼いたしました。最後の方に自発的な賃上げができるような環境にして欲しいということをおっしゃっていただいたかと思います。自発的な賃上げができる環境というのは具体的には、例えばこういうことがあればできるようになるというようなことがあれば教えていただければと思います。

北九州地区
使用者代表

毎年、色々なデータが出てきます。商工会議所によりますけれども、北九州の場合

は、どうしても工業が重点の産業になっております。この辺のデータは間違いなく出てきています。

そして、1次、2次ではなくて、その下の人たちも賃上げの意欲はあります。なぜ意欲があるかというよりも働く人たちがやはり気にされています。零細企業でも、世の中の流れや北九州の色々なデータを見て賃金を決めていくというのは意外と基本的に出来上がっていると思います。だから、誰もがもう仕方ないと言いながら、それに準じているような現状ではあると思います。

会 長 浜田委員、よろしいでしょうか。

先ほど河村委員からも、手が挙がっていましたのでお願いします。

河 村 委 員 どうもありがとうございます。河村です。

それぞれの方が新型コロナ関係での影響を多分ご主張いただいていると思うのですが、根本的にこの間、コロナということではなくて、いわゆる最低賃金を上げた後に、企業を倒産せざるを得なかったとかというところが具体的なデータとしてあれば教えていただきたいです。

また、北九州地区使用者代表の方で、資料の45ページに書かれています、いわゆる最低賃金の引上げは政府が実施をしてきたあらゆる政策効果を打ち消すということが最初に懸念がされると記載されてあるのですけれども、具体的にどういった政策が打ち消されるような懸念があるのか、具体的にあればお聞きしたいということです。

それからすみません、まとめて言わせてください。

筑豊地区の大任町の分の資料で、51ページの若者の流出による後継者不足というところがありますけれども、若者の流出の具体的な要因が何なのかというのがあればお聞きしたいと思っています。

会 長 河村委員、1番目の質問は、どなたかご指名はありますでしょうか。

河 村 委 員 これは特にありませんが、4名の方で特徴的にあればお願いします。

会 長 では、どなたかお答えいただける方がいらっしゃいましたらお願いします。

後でも結構ですので、先に2番目の質問を北九州地区使用者代表の方からお願いします。よろしいでしょうか。

北九州地区
使用者代表

先に2番目の質問にお答えします。

若者の流出は、全地域において今始まったことではないと思います。やはり若者の憧れるというところをどんどん許してきています。例えば皆様の子供、ご子息、お嬢様もそうですけれども、大学は東京に行って、いつの間にか東京から帰ってこなくな

っています。これを戻したいと言われる企業のトップの方たちが、たくさんいらっしゃいますけれども、これは心情的なもので、例えば経済的に給料が安いとか、そういうことではないと思っています。心情的にやはり東京にいと、情報がたくさんあるとかです。

しかし、そんなことはありません。地方にいても、今ネット社会ですから情報が入ってこないわけではありません。

今、九州において、福岡市は最も華やかな街になっております。

そういう意味では、例えば北九州で生活する人がますます福岡の方に寄っていつている。地方の人が東京にますます行っているのと一緒で、今、九州の中では福岡市に色々な方が集中して入ってこられていると思います。

このメンタルなことを、どんなに言っても、若い人たちは夢がありますから、それを止めるということは難しいです。これからもずっと続いていくと思います。

そのように考えていますが、いかがでしょうか。

河村委員

ちょっとすみません。私の質問の仕方が間違っていました。

会長

あと、補足された方がよろしいかと思ひます。

河村委員

質問の仕方が悪かったと思ひます。申し訳ありません。

では、北九州地区使用者代表者の方に45ページの意見書の件でお伺ひします。中段にあります、最低賃金のさらなる引上げが政府の実施をしてきたあらゆる政策効果を打ち消す懸念があると記載をされていますので、これはどういった、具体的にどういった政策が打ち消されようと考えているのかです。具体的な内容が分かれば教えていただきたいということです。

会長

お答えできる範囲で結構です。

北九州地区
使用者代表

すみません、もう一度お願いします。何ページですか。

河村委員

45ページです。

北九州地区
使用者代表

若者だけでなく今、年齢も70歳くらいまで皆働いていらっしゃいますので、各一人一人の査定というのは、やはり持っていらっしゃるその知識の量ということになっていると思ひます。

例えば70歳の男性がいるという前提にしたときに、優秀な人たちで、みんなリタイアして、中小企業のところに軽く雇用して入ってこられる方も大勢いらっしゃいます。その時に、若者とその方たちが一律になるかという、キャリアの問題があるではあ

りませんか。

会長 　　少しよろしいでしょうか。多分、若者のということは、おそらく筑豊地区使用者代表発表者様に対するご質問だったかと思います。北九州地区使用者代表発表者様に対する質問は、お出しになられた資料の通し番号で45ページの2の上記1の理由・背景等の2段目のところですか。河村委員。

河村委員 　　そうです。

会長 　　確認させていただきますと、要は最低賃金のさらなる引上げは、政府が実施してきたあらゆる政策効果を打ち消すとともに、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し云々、というところですね。

北九州地区
使用者代表 　　そのところですね。

会長 　　はい。この政策効果は具体的にはどういうものかという、そういうご質問でしたでしょうか、河村委員。

河村委員 　　はい、その通りです。どういった政策が打ち消されようとする懸念があるのかということですか。

北九州地区
使用者代表 　　やはり人が少なくなるということ自体は、この地域経済の衰退に拍車をかけることになると思います。そうは言っても、働く人の意識というのを、我々がそれを強く強制していくわけにはいかないわけですから、ただ給料を上げればいいだけの話、賃金を上げればいいだけの話じゃなくなってきて、その会社の中のいろいろなシステムが若者たちの気持ちにマッチングするようなものがないと、なかなか人は居着かないというようなことではないかと思います。

やはり我々の世代と違う若者たちの世代は、確かに情報も意外と早く集めてきていますし、その情報の中で経営に役立つようなこともなきにしもあらずということは事実ですけれども、キャリアの問題というのは、どうしようもできないと思います。

そういう意味では、いたずらに若い者ばかりだとか、高齢者ばかりだというわけにもいかないような気がします。

会長 　　すみません、少し進行させてもらってよろしいでしょうか。3番目の河村委員からの質問で、筑豊地区からの若者の流出という問題です。これに関して、筑豊地区使用者代表様の方から何かお答えいただければと思います。

筑豊地区
使用者代表

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。私に分かる関係でお答えさせていただきたいと思います。ご存じのとおり、先程も説明いたしましたが、筑豊地区には、もう大半で、若者が働く場所、若い方、特に20代の方の働く場所というのは、そんなにありません。老人施設で働くか、建設業で働くか、そういうものしかございません。

その中で、やはり先ほどの北九州地区使用者代表発表者の方が言われましたように、魅力がある企業があれば、私は若者の定着というのは進んでいくかと思いますが、建設業で3Kという言葉は古いかもしれませんが、泥だらけになって働いて、建設業をやってみることを嫌う若者も結構いらっしゃいます。それでも、私は筑豊に住みたい、大任に住みたいという方もいらっしゃいます。だから、そういう諸々のことを考えましても、魅力のある事業所が少ないというのが結論でございます。

父親が経営していた事務所、経営していた商店等を引き継ぐということに関しましても、やはり若者の今の意見と父親の昔ながらの経営方針、そういうのが合わないで、元に戻っている、つまり東京の方に行く、関西の方に出ていくというようなことは往々にございます。

以上でございます。

会 長

ありがとうございます。

河村委員、よろしいでしょうか。

最初の質問にもう一度戻りますが、要は最低賃金の引上げで、企業の倒産とか、そういったようなことが懸念されるというご意見がありましたけれど、何かそこで具体的な、何かお話しただけの方いらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

もし今、難しいということでしたら、おそれ入りますが、また他の委員の質問等を募りたいと思いますので、他のご質問等、ございますでしょうか。はい、野中委員。

野中委員

それぞれ使用者代表者、そして商工会の立場からご説明をいただいたところでございますけれども、私の方からは、先ほど大任町の方の若者の流出と少し関係するところもあると思いますが、いわゆる採用という観点から見たときに、それぞれ使用者、そして商工会の立場から、今、例えば若い人たちの採用にこういうところで苦慮しているという実態があるのかどうか、あればその実態として教えていただきたいと思います。いえいえ、もう何の心配もなく採用ができていますというところであるとすれば、どういった対応をされて、それぞれが企業努力をされているのかという点を含めて、少し採用に関して教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長

野中委員、どの地区の代表者の方にお伺いしましょうか。

野中委員

できれば使用者3名の方に、それぞれ努力されていることがあれば等を含めて教え

ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長 では、北九州地区使用者代表者様からお願いします。

北九州地区
使用者代表

まず、採用に当たりましては、できるならば、皆様もそうだと思いますけれども、学卒が欲しいと思うのは人間の心理で、ごく当たり前ですけれども、その中で学卒でも、またその中でランクをつけるのは企業側の当然の欲であります。

だから、できるだけ優秀な者が欲しいと願うのは当たり前ではございますが、今の若者たちは、北九州においては高専等もありますから、スペシャリストがかなり育っています。そういう人たちは、物づくりの世界にますます入っていかれています。

そうではない三流の大学みたいなところだと、懸念をするという方たちもいらっしゃるようですけれども、私の会社においては、アルバイトがまず採用時に大学行きながら、空いているときにアルバイトさせて欲しいという者たちには、かなりチャンスを与えています。

若者はITとかAIというものに物凄く強いです。そういう者たちをアルバイトで入れて、では就職どうしますか？どこに行きたいとかは、彼らとしては彼らたちの夢を言います。しかしながら、その刺激に古くからいる社員たちも頑張ろうという形で、双方の関係はうまくいっています。我が社で年齢的に一番年上の方は64歳で、大学生も二人来ております。その二人と64歳の方がITを苦手かと思ったら、とんでもなく、きちんと仕事をこなしていらっしゃっています。その中で、彼らや彼女たちがどこに行きたいか、我が社で働きたいのかというようなことを決めるというのが現状であります。

以上、よろしいでしょうか。

会長

はい、ありがとうございます。

では、筑後地区使用者代表者様、お願いします。

筑後地区
使用者代表

採用については、我が社も非常に悩むところであります。また、先程申し上げた産地業者の組合、筑後染織協同組合の業者同士で今の悩みというところでは、若い人がなかなか就職してくれないというのが全社の共通の悩みでした。

我が社におきましては、部、課によって非常に差があります。ネット事業部や企画、デザインのところには非常に若いスタッフが割合採用も楽に入ってくれるのですが、縫製であったり、製織であったりという、本当の製造の部分では、少し人が集まりづらいうのが現状です。

縫製においては、外国人実習生をもう20年近く前から採用しており、非常に頑張ってくれているのですが、このコロナ禍で行くことも戻ることもできず、非常にづらい気持ちでいるだろうということがあります。

あと、採用について工夫していることですが、もうこれはもう我が社のことですが、いいことも悪いこともきちんと説明するという、本当に基本的なことですが、そういったことをやっております。その上で、経営理念をきちんと説明します。

我が社の経営理念というのは、一部を照らすというのが最初についています。一部を照らすというのは、ご存じの方も多いと思いますけれど、あなたがあなたの置かれた場所で精いっぱい照らしてください、あなたが光れば周りも光ります、小さな光でも集まって大きな光になりますといった意味です。あなたが、まず自分が光る。つまり自発的に行動する、それが自分の人生をよくしますということを、非常に観念的な説明でありますけれど、そういった説明をしております。

あと、非常に我が社は小さい会社で部門が多いものですから、自分の仕事はこれだけということではできないです、ということはずべて伝えております。その新しい仕事を覚えることになった時に、またこういう仕事をやらなくてはいけない、嫌だなど思うか、それとも新しいことができるようになった、うれしい、成長したと思うかは、自分の感じるころですので、ということも申し上げて、我が社は成長をうれしいと思う人と一緒に働きたいと思っております、ということも伝えております。

以上です。

会 長

ありがとうございます。

では、最賃の影響を受ける産業代表者様、お願いします。

最賃影響を受ける産業代表

タクシーにはあまり聞かれない方がいいと思うのですが、若い人は殆ど入ってこないです。私がこの業界に入ったのが35歳で、今は65歳ですが、ほぼ自分と同じぐらいの平均年齢ですと来ていて、今は65歳より少し上です。

結論的に言うと、タクシーは生産性が低過ぎるのです。やはり給料が高く出せないということで、また給料を上げると会社がもたないということもジレンマで来ていますので、これは業界全体の問題で何とかしないといけないということではあるのですが、最近の入社希望者は、60代、70代しかほぼない状態がありまして。東京は少し違います。東京は新卒採用がありますので、東京だけは少し平均年齢が低いのですが、地方の状況は非常に厳しくて、ほぼ入らないという状態です。

以上です。

会 長

ありがとうございます。

野中委員、よろしいでしょうか。

その他ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

各 委 員

(な し)

会 長 もし無いようでしたら、使用者代表の方からの意見聴取はこれで終わります。
今日、発表いただいたご意見は、各地域及び特定の産業内の実情などを表したものでありますので、審議会内で活用などさせていただくとともに、本日のご意見を十分に踏まえながら、今後における福岡県の最低賃金額の改正審議をしてみたいと思っております。
発表者の皆様、今日はありがとうございました。大変お疲れ様でした。

(使用者側発表者退室)

会 長 では、次に、議事(3)のその他ですが、事務局から説明があればお願いします。

賃金室長 賃金室長の鈴木です。事務局の方から、中央最低賃金審議会の審議の状況につきましてご説明します。

前回の本審以降、入手しました情報によりますと、まず7月1日に第2回目安小委員会が開催されております。まだ労使とも具体的な金額提示というものはございませんで、労使とも本年度に向けた基本的な考え方が示されました。

労働側委員からは、中賃は最低賃金法第1条の国民経済の健全な発展に寄与するという目的を達成しなければならないこと、800円以下の最低賃金をなくすこと、Aランクの地域は1,000円以上に引上げることにする、この両方を達成する目安額を示すべきだという内容の考え方が示されております。

使用者側委員からは、コロナ禍において、経済情勢の先行きの見通しが立っていない、そういったことなどの主張があり、まとめとしては、今年度は引上げず、現行水準を維持するとの強い主張がなされているところです。

また、昨日7月7日には第3回の目安小委員会が開催されておりました。まだこれらに関する中身については、まだ細かいことは来ておりません。

なお、本省が例年実施しております賃金改定状況調査結果に集計誤りが判明し、令和2年度と令和3年度のいわゆる第4表の賃金上昇率を訂正したとの発表がその昨日の目安の小委員会で行われております。この件については、当然、労使各委員様からは、再発防止に取り組むよう指摘をいただき、また昨年の審議の影響についてもお尋ね等があった模様です。

最終的に入手している情報によりますと、中央審議会の会長からは、最低賃金の引上げの目安額とか、あるいは実際に引上げていっている額については、第4表はもちろん参考にするのですが、特定の指標によって自動的に決定されるものではなく、こういった賃金改定状況や春闘調査、また賃上げ結果、消費者物価指数、いろいろなデータを参考にしながら、審議会で議論をして決定したものなので、間違いがあったことは問題ですが、議論が大幅にゆがめられたかということ、そうは思っていないというご見解が示された模様です。

これらにつきましては、また新しい情報が入り次第、次回の本審においてはお示ししたいと思っております。

また、前回の中賃の予定で、回りの第4回は7月13日開催予定になっております。なお、7月13日以降の開催もあるかどうかの情報は、まだ何も入ってきておりません。事務局からは以上になります。

会 長 その他何かございますでしょうか。

各 委 員 (な し)

会 長 なければ、これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。

なお、事務局から事務連絡が別にあるようですので、審議会委員の皆様はそのまま着席してお待ちください。

署 名 公益委員代表 

平木真朗

労働者委員代表

小陳武志

使用者委員代表

中村年孝